

## 札幌医科大学オープンアクセスポリシー

令和6年11月11日 教育研究評議会承認

### (趣旨)

1. 札幌医科大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く公開することにより、学術研究の更なる発展に寄与するとともに、情報公開を推進し社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスポリシーを以下のように定める。

### (研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学に在籍する研究者の研究成果を、札幌医科大学学術機関リポジトリ ikor（以下「リポジトリ」という）又はその他研究者が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権等の権利には、影響を及ぼさない。

### (適用の例外)

3. 著作権その他やむをえない理由で公開が不適切であると研究者又は本学が判断した場合には、当該研究成果を非公開とすることができる。

### (適用の不遡及)

4. 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用しない。

### (リポジトリへの登録)

5. 研究成果をリポジトリにより公開する場合、研究者は、できるだけすみやかにリポジトリで公開可能な版を本学に提供する。リポジトリへの登録・公開等に関する事項は、「札幌医科大学学術機関リポジトリ ikor 運用要領」に基づき取り扱う。

### (その他)

6. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

### 附則

本ポリシーは、令和6年12月1日より施行する。